

委託募集の特例の実施方法

1 委託募集の特例の概要

連携推進法人の社員が、当該連携推進法人の人材確保等業務として、社会福祉事業に従事する労働者の募集を行わせる場合（以下「委託募集」という。）には、本来、職業安定法第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、当該社員について厚生労働大臣の許可又は届出が必要となるところ、法第 134 条第 2 項の規定に基づき、連携推進法人が必要な事項を厚生労働大臣に届け出ることにより、実施可能であること。

2 委託募集の特例の基準（施行規則第 40 条の 6）

- （1）委託募集を行う場合には、連携推進法人及びその社員は、次の①から③までに掲げる基準にすべて適合していること。

なお、当該基準への適合につき、都道府県労働局等より照会があった場合には、認定所轄庁において必要な協力を行うこと。

① 職業安定法その他次に掲げる労働関係法令に係る重大な違反がないこと

ア 労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が、労働者派遣法第 44 条（第 4 項を除く。）により適用される場合を含む。）

イ 労働者派遣法第 58 条から第 62 条までの規定

ウ 港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号）第 48 条、第 49 条（第 1 号を除く。）及び第 51 条（第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 52 条の規定

エ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 49 条、第 50 条及び第 51 条（第 2 号及び第 3 号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 52 条の規定

オ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）第 19 条、第 20 条及び第 21 条（第 3 号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 22 条の規定

カ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 62 条から第 65 条までの規定

キ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 32 条、第 33 条、第 34 条（第 3 号を除く。）並びにこれらの規定に係る同法第 35 条の規定

ク 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 108 条、第 109 条、第 110 条（同法第 44 条の規定に係る部分に限る。）、第 111 条（第 1 号を除く。）及び第 112 条（第 1 号（同法第 35 条第 1 項

の規定に係る部分に限る。) 及び第 6 号から第 11 号までに係る部分に限る。) の規定並びにこれらの規定に係る同法第 113 条の規定

- ② 連携推進法人について、精神の機能の障害により労働者の募集を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者が募集に従事しないこと
 - ③ 連携推進法人について、職業安定法その他労働関係法令、募集内容及び募集に係る業務の内容に関して十分な知識を有している者であること
- (2) 募集に係る労働条件は、次の①から④までに掲げる基準にすべて適合していること。
- ① 法令に違反するものでないこと
 - ② 賃金が、同地域における同業種の賃金水準に比較して著しく低くないこと
 - ③ 募集に係る労働者の業務の内容及び労働条件が明示されていること
 - ④ 適用事業所については社会・労働保険に適切に加入していること
- (3) 募集を行おうとする期間が 1 年を超えないものであること。
- (4) 募集の報酬は、特段の事情がある場合を除き、支払われた賃金額の 100 分の 50 (同一の者に引き続き 1 年を超えて雇用される場合にあっては、1 年間の雇用にかかわる賃金額の 100 分の 50) を超えていないこと。
- (5) 社員は、委託募集の報酬として、厚生労働大臣の認可を受けた報酬以外の財物を連携推進法人に与えていないこと。

3 委託募集に係る届出

- (1) 委託募集を行う連携推進法人は、あらかじめ次の①から⑥までに掲げる事項を都道府県労働局長等に届け出なければならないものであること。(施行規則第 40 条の 7)
- ① 募集に係る事業所の名称及び所在地
 - ② 募集時期
 - ③ 募集職種及び人員
 - ④ 募集地域
 - ⑤ 募集に係る労働者の業務の内容
 - ⑥ 賃金、労働時間その他の募集に係る労働条件
- (2) 連携推進法人が、その社員の委託を受けて労働者の募集を行う際には、連携推進法人は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に対して、委託募集の届出を行うものであること。

ただし、連携推進法人の主たる事務所の所在する都道府県の区域以外の地域(当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。以下「自県外地域」という。)を募集地域とする委託募集であつて、一の連携推進法人が自県外地域において募集しようとする労働者の数が 100 人以上である委託募集又は一の連携推進法人が自県外地域において募集しようとする労働者の数の合計が 100 人未満であっても自県外地域のうち一の都道府県の区域において募集しようとする労働

者の数の合計が 30 人以上である委託募集については、厚生労働大臣に対して、連携推進法人が委託募集の届出を行うものであること。(施行規則第 40 条の 8)

- (3) 委託募集の届出の有効期間は 6 か月以内とするものであること。
- (4) 連携推進法人は、人材確保等業務の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする社員についてのみ、委託募集の届出を行うものであること。
- (5) 連携推進法人は、別紙 2 様式①の委託募集届出書を、都道府県労働局長への届出にあつては正本 1 通、副本 2 通を作成し、委託募集を開始する日の 7 日前までに、厚生労働大臣への届出にあつては正本 1 通、副本 3 通を作成し、委託募集を開始する日の 14 日前までに、それぞれその主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長に対して提出するものであること。

4 委託募集の特例に係る実施状況の報告（施行規則第 40 条の 9）

委託募集に従事する連携推進法人は、別紙 2 様式②により、毎年度、労働者募集報告を作成し、当該年度の翌年度の 4 月末日まで（当該年度の終了前に募集を終了する場合にあつては、当該終了の日の属する月の翌月末日まで）に 3 の（2）による届出の受けを行った公共職業安定所の長に提出しなければならないものであること。

(別紙2 様式①)

委託募集届出書

厚生労働大臣
都道府県労働局長
殿

届出年月日 (元号) 年 月 日
社会福祉連携推進法人の名称
住所
代表者氏名

社会福祉法第 134 条第 2 項の規定に基づく委託募集を (元号) 〇年〇月〇日から (元号) 〇年〇月〇日までの間行いたく、下記内容により届け出ます。

募集を委託する法人名			従業員数	募集職種	雇用期間	募集人員	労働条件				
NO	事業所名	所在地					賃金	就労時間	休日	各種保険	その他
①			人		年 月～ 年 月	人	円～ 円	: ~ :	日曜・土曜 回 その他	雇用 労災 健康 厚生	
②			人		年 月～ 年 月	人	円～ 円	: ~ :	日曜・土曜 回 その他	雇用 労災 健康 厚生	
③			人		年 月～ 年 月	人	円～ 円	: ~ :	日曜・土曜 回 その他	雇用 労災 健康 厚生	
④			人		年 月～ 年 月	人	円～ 円	: ~ :	日曜・土曜 回 その他	雇用 労災 健康 厚生	
⑤			人		年 月～ 年 月	人	円～ 円	: ~ :	日曜・土曜 回 その他	雇用 労災 健康 厚生	

募集地域 〔 都道府県 又は地域 〕	募集人数	募集従事者			
		氏名	生年月日	職名	住所
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

委託募集届出書記載要領

1 届出者に関する事項

- ①「届出年月日」欄は、社会福祉連携推進法人が、公共職業安定所に届出書を提出する年月日を記載する。
- ②「社会福祉連携推進法人の名称、住所、代表者氏名」欄は、届出を行う社会福祉連携推進法人の名称、住所、代表者氏名を記載する。

2 募集を委託する法人に関する事項

- ①「事業所名・所在地」欄は、募集を委託する法人名・主たる事務所の所在地を記載する。
- ②「従業員数」欄は、届出書を提出する月の前月末現在に在籍する法人の従業員総数を記載する。

3 募集内容に関する事項

- ①「募集職種」欄は、募集する職種（例えば、社員の施設・事業所に従事する介護職員等）を記載する。
- ②「雇用期間」欄は、雇用する予定の期間を記載する。
- ③「募集人員」欄は、募集人員を記載する。
- ④「賃金」欄は、年齢等に応じた初任給額（税込）を記載する。
- ⑤「就業時間」及び「休日」欄は、所定労働時間、週休制を記載し、該当するものを○で囲むこと。
- ⑥「各種保険」欄は、加入している保険をそれぞれ○で囲むこと。
- ⑦「その他」欄は、賞与の有無・年間平均支給月数、残業の有無・月間平均時間、交代制勤務、変形労働時間制等の有無・状況、宿舍の状況等を記載する。

4 募集地域及び募集従事者等に対する事項

- ①「募集地域・募集人員」欄は、労働者を募集しようとする都道府県又は地域及びそれらに対応する募集人員を記載する。
- ②「募集従事者」欄は、それぞれ募集従事者の氏名、生年月日、社会福祉連携推進法人における役職名、住所を記載する。

(別紙2様式②)

公共職業安定所長 殿

労働者募集報告
((元号) 年度 (月～ 月) 分)

事業所名	募集地域	募集人員	本年度の採用人員	備考
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
合 計		人	人	

労働者募集状況を上記のとおり報告します。

(元号) ○年○月○日

社会福祉連携推進法人の名称 _____
住 所 _____
代 表 者 氏 名 _____

(労働者募集報告記載要領)

- 1 「事業所名」欄は、社会福祉連携推進法人に募集の委託を行った事業所名を記載する。
 - 2 「募集地域」欄は、労働者を募集しようとする地域（委託募集届出書に記載した募集地域）を記載する。
 - 3 「募集人員」欄は、当該地域における募集人員を記載する。
 - 4 「本年度の採用人数」欄は、募集地域を管轄する公共職業安定所管内における委託募集による本報告に係る年度中の採用人数を記載する。
 - 5 「社会福祉連携推進法人の名称、住所、代表者氏名」欄は、募集を行う社会福祉連携推進法人の名称、住所、代表者氏名を記載する。
- (この報告は、委託募集の届出の受付を行った公共職業安定所長に提出すること。)